

小売業の 労働災害をなくそう!!

群馬県内における小売業の労働災害は、増加傾向にあります。

全産業に占める割合も最も高くなっていますので、より一層の労働災害防止の取組が求められます。

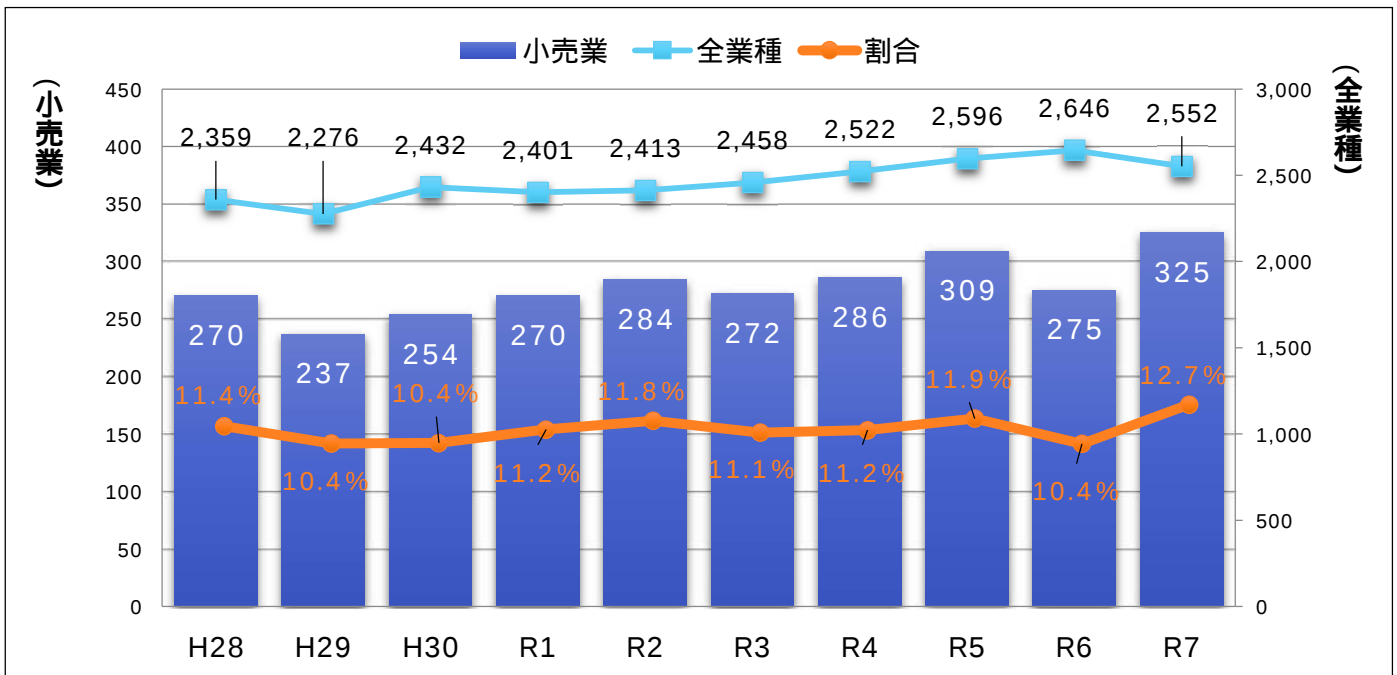


図-1 全業種及び小売業における労働災害発生年別推移

令和7年に発生した労働災害の状況を経験期間別で見ると「**経験期間1年以内**」が最も多く、年齢別では「**50歳代以上**」で**6割**を超えています。

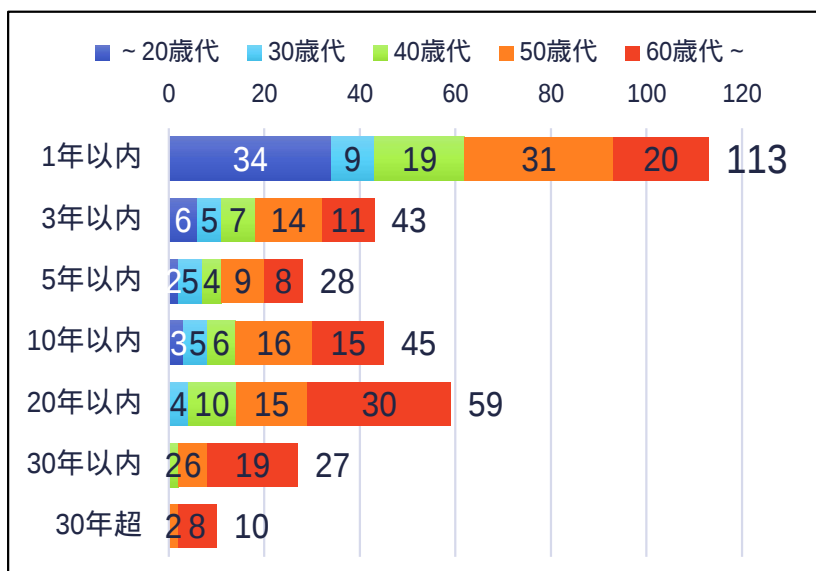


図-2 小売業での年代別・経験期間別労働災害発生状況（令和7年）

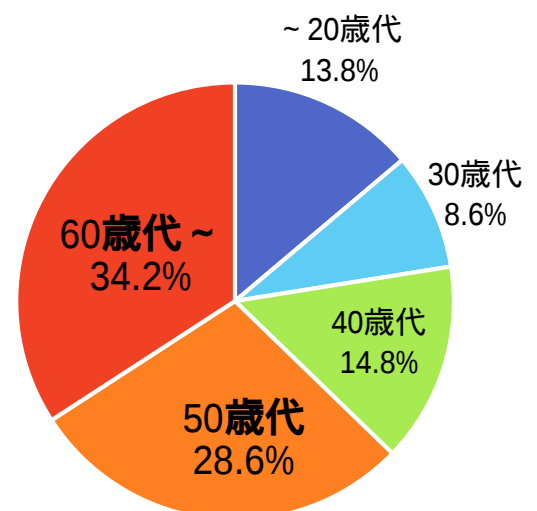


図-3 小売業での年代別労働災害発生状況（令和7年）
資料は全て労働者死傷病報告

小売業の労働災害を事故の型別でみると、**転倒災害(32.0%)が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作災害(23.7%)**となっています。

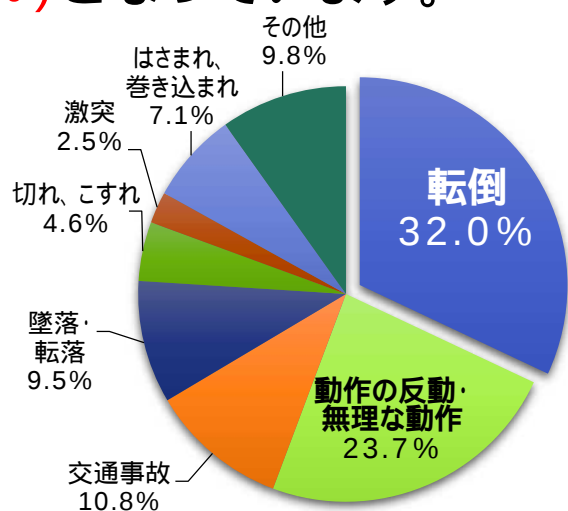


図-4 小売業での事故の型別労働災害発生状況（令和7年）

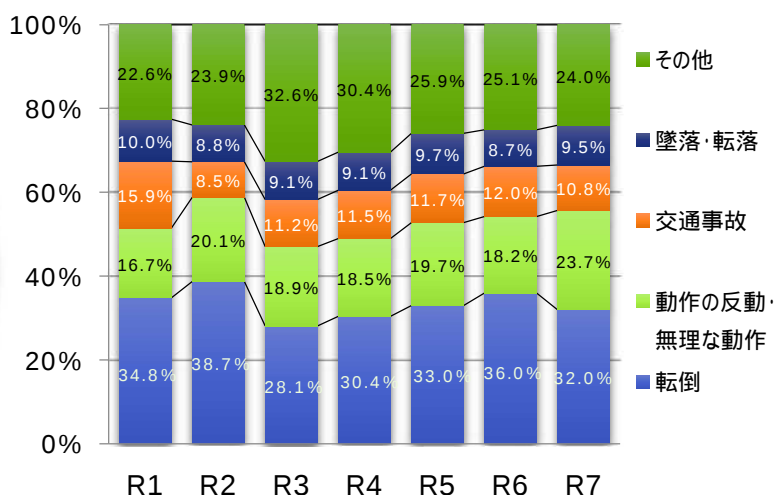


図-5 小売業での年別・事故の型別労働災害発生の割合

転倒災害

転倒災害の多くは、**通路や作業場**でつまずいたり、滑ったりして発生しています。

荷物等の整理

整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用が原因です。

通路等の整備や安全教育を行いましょう。

つまずき対策 = 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底

- ・通路、作業床・歩み板に物を置かない
- ・床面の凹凸をできるだけなくす
- ・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す
- ・通路、作業床・歩み板の照明を明るくする

すべり対策

- ・荷台、通路などの床面をよく清掃する
- ・耐滑性のある靴を使用する

筋力の衰えを防ぐ

簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です



《災害事例》 50歳代・女性

通路に置いてあった空きダンボール箱につまづき、転倒した。（休業3か月）

動作の反動、無理な動作災害（腰痛）

荷物を**中腰で持ち上げたり、力任せに荷物を移動したり、荷物の取扱い中の動作や無理な姿勢が原因**となっています。

荷物を持ち上げる場合は、膝を曲げ、腰を落として荷物を抱え、膝を伸ばして荷物を持ち上げる膝型を守り、荷物の重量制限や運搬機械の導入・活用をしましょう。

《災害事例》 40歳代・女性

2L飲料が6本入った段ボール10ケースを台車に乗せる作業を行っていたところ、腰を負傷した。（休業1か月）



交通事故

交通事故は車やバイクでの配達中に多く発生し、主な原因は交通ルールの不履行や悪路での減速不足等となっています。

安全な作業計画と交通労働災害防止担当者による教育を行いましょう。

《災害事例》 10歳代・男性

バイクを用いて配達作業中、右カーブを曲がり切れなかったため、急ブレーキをかけたことによって前輪にロックがかかり右側に転倒した。（休業4週間）

墜落・転落災害



脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上等からの転落が多発しています。

高さに合わない短いはしごや、不安定な荷上及び不安定な踏み台の使用が原因です。安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。

《災害事例》 30歳代・女性

箱を取るため、脚立の脚を閉じたまま棚に斜めに立てかけて使用したところ、バランスを崩し墜落した。（休業3か月）

切れ・こすれ災害

手工具(カッターや包丁)等による災害が多くみられます。

切れ・こすれの恐れのある工具を使用する際には、耐切創手袋などの適切な保護具を使用しましょう。また、食品加工用機械などの刃物が回転する機械を取扱う際には、必ず機械が停止したことを確認してから取扱うなど、安全な作業手順を定めて教育するなど危機意識の低下を防ぎましょう。

《災害事例》 20歳代・女性

カッターを用いて段ボールを解体していた際、誤って自分の太ももを刺した。（休業1か月）



「エイジフレンドリーガイドライン」について

令和8年2月10日に「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」）が公布されました。

この指針は、法改正により、事業者の努力義務とされた、高年齢者の特性に配慮した作業の管理など。事業者と労働者に求められる必要な取組について、具体的に示したものです。



令和8年2月10日付け
「高年齢者の労働災害防止のための指針」

「エイジフレンドリー補助金」について

高年齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。是非ご活用ください。

事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくはコチラ ▶ [エイジフレンドリー補助金 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html



安全で安心な職場をつくりましょう

小売業では、多くのパート、アルバイト、派遣従業員などが働いています。
雇用形態に関わらず、従業員全員が積極的に安全衛生活動に取り組むことが重要です。

また、小売業には様々な業態があり、その業態特性に応じた効果的な労働災害防止対策が必要です。

労働災害防止には、まず、そこで働く人の安全意識を向上させるための**教育が重要**となります。

安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客サービスの向上にもつながります。

4 S 活動

▮ 災害の原因を取り除く

4 Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4 S活動です。

4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化にも期待できます。

K Y 活動

▮ 潜んでいる危険を見つける

K Yとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。

作業の時は、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動確認し、「うっかり」「勘違い」「思い込み」などを防止します。

安全衛生教育・研修

▮ 正しい作業方法を学ぶ

「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。

特に、はじめて職場に就いた従業員には雇入れ時に安全教育を行う必要があります。

安全意識の啓発

▮ 全員参加

安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣にかかわらず、従業員も全員参加することが重要です。

危険の「見える化」

▮ 危険を周知する

危険の「見える化」は、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することです。



安全推進者の配置

安全活動は「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。

旗振り役として「安全の担当者」＝「安全推進者」を配置しましょう。

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）は、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害防止対策を推進するため、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

HPはこちら→



群馬労働局 労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 Tel 027-896-4736

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

(2026.7)

安全・安心な
職場づくり